

令和6年度 入学生

# 募集案内 (二次募集)

(研究科)



茨城県立農業大学校

研究科 長岡キャンパス  
〒311-3116 茨城県東茨城郡長岡 4070-186  
☎029-292-0010(代表)

【ホームページ】 [農業総合センター農業大学校／茨城県](#)

# 入学試験実施要項

## 1 募集人員

若干名（作物コース、園芸コース）とする。

## 2 出願資格

農業大学の学科を卒業した者及び令和6年3月見込みの者、またはこれと同等以上の学力を有すると教育委員会が認めた者とする。

## 3 出願書類

### (1) 入学願書（本校所定の用紙）

入学試験手数料として茨城県収入証紙（2,200円）を貼付するか、または、予めインターネット（いばらき電子申請・届出サービス）でクレジットカードまたはPay-easy（ペイジー）で2,200円を納付し、入学願書の茨城県収入証紙貼付け欄に「電子納付済」と朱書のうえ提出すること。

### (2) 写真（願書貼付）

出願前3ヵ月以内に撮影の上半身無帽、正面向き、タテ4cm×ヨコ3cm

### (3) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

### (4) 最終学校の発行する成績証明書

#### 注意事項

- ・受験票には必ず返信用の「ハガキ料金切手」を貼付し、受験者の住所及び氏名を明記すること。
- ・出願書類を郵送する場合は、必ず書留とし「入学願書在中」と記載すること（所定の封書以外でも可）。

## 4 出願受付期間

令和6年1月29日（月）～令和6年2月20日（火）まで

- ・持参する場合は土・日曜、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。
- ・郵送の場合は、必ず書留とし、最終日（2月20日）必着とする。

## 5 試験日及び試験場所

令和6年2月29日（木） 午前10時から

茨城県東茨城郡茨城町長岡 4070-186 茨城県立農業大学校

## 6 選抜方法

筆記試験及び口述試験（個別面接）の結果並びに提出された書類を総合的に判定のうえ合格者を決定する。

筆記試験	・一般教養（農業大学校卒又は短大卒程度） ・農業に関する一般知識（農業事情及び農業に関する基本的知識） ・小論文	午前10:00～12:00
口述試験	・個別面接	午後1:00～

## 7 合格発表

令和6年3月7日（木） 午前9時

合格者は農業大学校長岡キャンパス・岩井キャンパスに掲示するほか、農業大学校ホームページに掲載のうえ、本人に通知する。

願書提出先

〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡 4070-186

茨城県立農業大学校 入試事務局

☎ 029-292-0010

# 学校教育の概要（研究科）

## 1 教育目標

- (1) 農業に関し幅広い高度で専門的な知識・技術と経営能力を有し、農業振興に貢献する優れた農業者等の養成を目指します。
- (2) 課題解決型学習等を通じ、喜びと感動、自信と責任感を持たせ、自立と協調の精神をかん養する教育を目指します。

## 2 教育の特色

- (1) 少人数のゼミナール方式の講義や演習によって、濃密できめ細かな教育を行い、企業の経営に必要な知識などを習得します。さらに、地域農業・農村のリーダーとして必要な知識に関する科目など、より高度で広範な知識を学びます。
- (2) 卒業後の進路に直結する就業体験実習を行います。

## 3 修業年限

2年

## 4 研究科（専攻コース）

科	専攻コース	入学定員	所在地
研究科	作物コース	計 10 人	茨城県東茨城郡茨城町長岡 4070-186
	園芸コース		

## 5 授業料等

入学料	5,650円
授業料（年間）	118,800円

\*入学試験手数料の納付は、茨城県収入証紙を入学願書に貼付のこと。

\*授業料の納付期間

前期（4月1日から9月30日まで）4月末日

後期（10月1日から3月31日まで）10月末日

\*授業料等は、変更になる場合があります。

\*授業料等は、一定の条件を満たす場合、減免の対象となるので入試事務局(☎029-292-0010)に問い合わせ願います。

## 6 経費・奨学金等

- (1) 経費
  - ・テキスト及び実習教材費等 約20万円（2年分）
  - ・その他 後援会費、学生自治会費等
- (2) 奨学金等
  - ・日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受けることができます（要件に該当する必要があります）。
  - ・農業次世代人材投資資金の給付対象機関です。

## 7 資格・特典

本校卒業生は、国家公務員の給与にかかる人事院規則9-8（初任給、昇格、昇級等の基準）の運用における学歴、免許等資格区分が「大学4卒」として取り扱われます。

なお、茨城県の「職員の給与に関する規則」においても同様に取り扱われます。